

【件名】

次世代育成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会の充実策に係る事業の実施について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

令和6年1月に策定した、次世代育成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会の充実策に基づき、以下の事業を実施するので報告する。

1 子ども育成文化・芸術事業認定制度（区公認制度）における事業の募集及び審査

（1）認定制度募集・審査の概要

ア 事業認定のメリット

（ア）認定された事業について、区有文化施設などの利用料金を減額できる。

（イ）認定された事業について、区は、区及び指定管理者の広報媒体を通じた情報発信を行う。

イ 募集事業の要件

（ア）直近3か年に1年以上中野区内で活動した実績を有する団体や事業者であること

（イ）子どもの豊かな心の形成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会となる事業を対象とすること

（ウ）令和6年9月1日から令和7年3月31日までの間に、事業を実施可能であること

ウ 認定団体（事業）予定数

3団体（事業）

応募事業について、以下の基準に基づき書類及びプレゼンテーションにより審査を行い、「優」又は「良」として認定する。

※審査は関連所管の管理職により行う。また、有識者や関係者などをオブザーバーとし、参考意見を聴取する。

【審査の基準】

① 子どもたちの豊かな心の形成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会として優れているか

子どもの参加しやすさ、事業の継続性、実行可能性、将来性など

② 実績を挙げているアーティストが関わっている事業であるか

アーティストの経歴や実績（子どもを対象とした文化・芸術活動や事業への関与）など

エ 利用料金の減額

(ア) 対象施設

もみじ山文化センター(なかのZERO)、野方区民ホール、なかの芸能小劇場、中野区役所1階イベントスペース(ナカノバ)

(イ) 減額の内容

「優」：利用料金の80%を減額する。(上限80万円)

「良」：利用料金の50%を減額する。(上限50万円)

※本制度と別であるが、シティプロモーション事業助成の交付決定を受けた事業について、(ア)の対象施設を使用するに当たり、利用料金の50%減額(上限50万円)を受けることができる。

オ 次年度以降のインセンティブ

実施した事業が顕著な実績を挙げたと認められる場合で、次年度、その内容が同様と認められる事業が認定された場合には、減額率を20%(上限20万円)上乘せする。

さらにその先として、特に優れた実績を挙げた事業については、なかのZERO指定管理者が実施する区の指定事業に組み込むなど、子どもを対象とした事業の拡充につなげていく。

(2) スケジュール

令和6年6月3日	申請受付開始
6月9日・10日	認定制度説明会開催
7月5日	申請受付期限
7月下旬	書類審査
8月17日	プレゼンテーション審査
8月下旬	認定事業の決定
9月～令和7年3月末	各認定事業の実施
令和7年4月～5月	各認定事業の評価・検証

2 「中野区子ども・若者文化芸術振興基金」を活用した今年度の事業の方向性

(1) 実施事業数

鑑賞事業1、体験事業1(計2事業)

(2) 実施内容

体験・鑑賞したい文化・芸術のジャンルなどについて実施した次のアンケート結果などを踏まえ、実施する事業を企画・調整していく。

ア アンケート実施期間 令和6年5月11日(土)から5月24日(金)まで

イ 方法 Webアンケート(Logoフォームによる)

ウ 回答数 517件

エ 結果概要

順位	鑑賞したいジャンル	体験したいジャンル
1	オーケストラ(クラシック音楽)	ミュージカル
2	ミュージカル	オーケストラ(クラシック音楽)
3	絵画	伝統楽器(琴など)
4	歌舞伎	絵画、和太鼓
5	現代演劇	
6	伝統楽器(琴など)	茶道
7	映画	陶芸
8	能楽	現代演劇、歌舞伎
9	ジャズ	
10	バレエ	ストリートダンス(ヒップホップ、ジャズ等)

※18歳未満は鑑賞・体験したいジャンルを、18歳以上は18歳未満に鑑賞・体験させたいジャンルをそれぞれ36ジャンルから選択。複数選択(5つまで)、その他自由記述も可。

(3) 実施場所

区役所1階のイベントスペースを含めた区の文化施設のほか、その他区有施設ほか、幅広い場所での実施を検討していく。

(4) スケジュール

令和6年6月～10月	事業内容の企画・調整
令和6年10月	事業内容の決定
	第3回定例会区民委員会で事業内容を報告
令和6年12月～令和7年3月	事業の実施
令和7年4月～5月	令和6年度実施事業の評価